

平成 29 年 度

八代市議会建設環境委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- 1. 6 月定例会付託案件 1
 - 1. 所管事務調査 1 3
-

平成 29 年 6 月 21 日（水曜日）

建設環境委員会会議録

平成29年6月21日 水曜日

午前10時00分開議

午前11時03分閉議（実時間 62分）

建築指導課長	宮 端 晋 也 君
下水道建設課長	福 田 新 士 君
下水道建設課長補佐 兼水処理センター場長	南 浩 一 君
土木課長	西 竜 一 君

○本日の会議に付した案件

1. 議案第42号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第1号（関係分）
1. 議案第44号・平成29年度八代市下水道事業会計補正予算・第1号
1. 議案第53号・八代市が管理する市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部改正について
1. 所管事務調査
 - ・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査
 - ・生活環境に関する諸問題の調査

○本日の会議に出席した者

委員長	福 嶋 安 徳 君
副委員長	中 山 諭 扶 哉 君
委員	野 崎 伸 也 君
委員	古 嶋 津 義 君
委員	増 田 一 喜 君
委員	松 永 純 一 君
委員	村 上 光 則 君
委員	百 田 隆 君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

建設部長	湯 野 孝 君
建設部総括審議員 兼次長	倉 光 宏 一 君
建設政策課長	涌 田 直 美 君

○記録担当書記

鶴 田 直 美 君

（午前10時00分 開会）

○委員長（福嶋安徳君） それでは、皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから建設環境委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

◎議案第42号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第1号（関係分）

○委員長（福嶋安徳君） それでは最初に、予算議案の審査に入ります。

議案第42号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第1号中、当委員会関係分についてを議題とし、説明を求めます。

歳出の第7款・土木費について、建設部より説明願います。

○建設部長（湯野 孝君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）建設部の湯野でございます。

本委員会に付託されました議案のうち、議案第42号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第1号のうち建設部所管分の本委員会付託分について、倉光総括審議員兼次長並びに関係課長より説明させますので、よろしく願います。

○建設部総括審議員兼次長（倉光宏一君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）建設部の倉光でございます。よ

ろしくお願いします。

議案第42号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第1号のうち建設部所管分について説明させていただきます。

着座にて説明させていただきます。

○委員長（福岡安徳君） どうぞ。

○建設部総括審議員兼次長（倉光宏一君） それでは、議案第42号・平成29年度八代市一般会計補正予算書・第1号をお願いいたします。まず3ページをお開きください。

第1表、歳入歳出補正予算のうち歳出につきまして説明いたします。

款7・土木費5、3491万増額補正し、59億9886万2000円としております。その内訳につきましては、項の1・土木管理費が468万円、また項5・都市計画費が3023万円でございます。

詳細につきましては15ページをお開きください。

15ページの下段の表でございます。款の7・土木費、項1・土木管理費、目2・建築総務費に補正額468万円を加えまして2億429万4000円としております。その内訳につきましては、節19・負担金補助及び交付金の468万円でございます。内容につきましては、説明欄に記載しておりますとおり民間建築物耐震化促進事業（地震災害関連）であり、県の平成28年熊本地震復興基金交付金を活用し、既存事業に新たなメニューを加えるなどの見直しを行い、耐震化を促進するために要する費用の一部を支援するための補正でございます。

なお、補正額としまして468万円の増額がありますが、補正額の財源内訳のとおり県の平成28年熊本地震復興基金交付金を活用することから、一般財源につきましては236万円を減額補正しております。

ここで、財源につきまして、別冊の、建設環境委員会資料と記載し、表紙に議案第42号・

平成29年度八代市一般会計補正予算建設部所管分と記載した資料により補足説明をさせていただきます。A4縦長のものがございます。

1ページが民間建築物耐震化促進事業の支援概要を示したものでございます。2ページが追加メニューの一例を示したものでございます。

それでは、1ページをお開きください。

記載のとおり、今回の補正では戸建て木造住宅の耐震改修設計、耐震改修工事、耐震シェルター工事、建てかえ工事を実施する際の費用の一部を支援するものでございまして、それぞれのメニューごとに補助率や上限額などの内容を図にしているものでございます。対象につきましては、四角囲みに記載しているとおり、八代市に存在し現に住宅所有者の居住の用に供されているもので、昭和56年5月31日以前に着手された木造住宅と、熊本地震により罹災した住宅、また全壊または大規模半壊した住宅となります。

それぞれのメニューに棒グラフが2つずつございますが、熊本地震直後から既に耐震設計や工事が完了されたもの、また耐震設計中や工事中のものなどにつきましても、確認できる書類が整っていればさかのぼって支援することとしております。なお、通常分と遡及分で国庫負担金と県の復興基金交付金の割合が異なりますが、個人負担の差はなく、しっかりと耐震化を支援するものとしております。

2ページをお開きください。

2ページには住宅の中に設けることができる耐震シェルの一例を添付しておるところでございます。

次に、補正予算書に戻っていただきまして、16ページをお開きください。16ページの上段の表になります。

款7・土木費、項5・都市計画費、目1・都市計画総務費に補正額3023万円を加えて17億7037万1000円としております。そ

の内訳につきましては、節11・需用費20万円、節18・備品購入費3万円及び節19・負担金補助及び交付金3000万円でございます。内容につきましては、説明欄に記載しており被災宅地復旧支援事業（地震災害関連）であり、県の平成28年熊本地震復興基金交付金を活用し、熊本地震で被災した、原則として地域防災がけ崩れ対策事業など公共事業の対象にならない宅地につきまして被災者の負担軽減を図り生活再建を支援するものであり、被災者が行う宅地の復旧工事に要する経費の一部を支援するための補正でございます。

なお、補正額につきましては、全額県の平成28年熊本地震復興基金交付金を予定しております。

ここで、再度、別冊の建設環境委員会資料にて補足説明をさせていただきます。

3ページが被災宅地復旧支援事業のリーフレットでございます。4ページが補正に計上しております箇所の位置図でございます。

それでは、3ページをお開きください。

対象者は、八代市にある被災した住宅の所有者、管理者または占有者としております。対象事業につきましては、のり面、擁壁、地盤の復旧工事、液状化再度災害防止のための住宅家屋下の地盤改良工事、住宅基礎の傾斜復旧工事でございます。

なお、支援には交付基準を設けておりまして、対象事業費の上限は1000万円としております。対象工事实額から50万円を控除した額に3分の2を乗じた額を支援することとしております。

記載の例で御説明いたしますが、対象工事实額が500万円の場合、計算式を記載のとおり、支援額は300万円であり、個人負担は200万円となるものでございます。

4ページをお開きください。

今回補正額である3023万円は、図に記載

の6件分を予定しております。

以上で、議案第42号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第1号のうち、建設部所管分の本委員会付託分について説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（福岡安徳君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

○委員（野崎伸也君） 今説明いただいた八代市宅地復旧支援事業の6件分ということですけど、これは3000万なんですけど、全部500万ずつということではよろしいんですか。1件当たり。

○委員長（福岡安徳君） えっと、どなたかな。

○建設政策課長（涌田直美君） おはようございます。建設政策課の涌田です。

1件当たり50万以上の工事ということで、今回6件ほど計上させていただいております。

以上です。（委員野崎伸也君「ちょっと違いますね。1件あたり500万の補助でよろしいんですか」と呼ぶ）いや。（委員野崎伸也君「6件でいいんでしょ」と呼ぶ）違います。1件1件金額が違いますので、（委員野崎伸也君「はい」と呼ぶ）合計が全体で3000万ですので、低いものは補助額としては100万のものもあり600万のものもありということですね、もう金額としてはばらばらです。（委員野崎伸也君「ばらばらなんだけど3000万」と呼ぶ）トータルとして3000万。（委員野崎伸也君「なるほど」と呼ぶ）

○委員（野崎伸也君） 後からちょっとそれ個別のやつ見れますか。金額だけでいいんですけど。

と、もう1点。民間建築物耐震化促進事業の件なんですけど、今、別冊でいただいた資料1ページということで説明ありましたけれども、4つありますね。耐震改修設計、耐震改修工事、で、今度新たに耐震シェルター工事と建て

かえ工事の分が追加というふうになって、ここにあったかと思います。表も、各それぞれに表がついっとですけど、上が通常分、下が遡及分ってなってますけども、この何の違があるんかようわからんとですよ。そこちょっと説明をお願いします。

○建築指導課長（宮端晋也君） 建築指導課宮端でございます。よろしくお願いします。

通常分といいますのは、これからこの事業を開始しますけども、そこで申請をいただきまして、補助金の交付決定とか、そういう手続を進めていきます。そうした場合に国費が3分の1ですとか4分の1いただくものがある、その裏に私費で通常充てておる分が今回基金を充てられるというようなところで、シェルターで申しあげますと、上の分の通常分でございますが、補助は全体の2分の1でございます。補助金のうちのその半分が国費、残りの4分の1が基金を充てるというもので、その下の段の遡及分といいますのは、この事業を開始する前に御自分で着手をされていた方もさかのぼってこの事業の対象にいたしましょうというもので、これは昨年の地震以降にこの事業に着手された方が対象として遡及しますよという場合に、国費のほうはさかのぼって対象にできませんものですから、この割合全てを県の基金が充当できるというところでございます。

以上です。

○委員（野崎伸也君） はい、わかりました。

もう1点、耐震シェルター工事のところの対象住宅なんですけど、これが地震で全壊または大規模半壊と認定されたものというふうになっただけですけども、大体シェルターというところがほしい、壊れんために、ここだけ守るためにつけるっちゃう話ですよ。であれば、その全壊とか大規模半壊じゃなくても、つけたい人っていうのは結構おるとじゃなかですか。私はそやんふうに思うとですよ。

今からでも地震が来たときに、壊れんようにその1室だけでもっていう話でやるわけであって、そのところの対象者にならないっていうのは何でなんですか。つけたいていう人がおっても。

○建築指導課長（宮端晋也君） こちら資料の1ページの下の方の四角囲みのところですけども、白丸で3つございまして、一番下に以下のいずれかに該当するものという中に全壊または大規模半壊という項目もございまして、その上のポツで昭和56年5月31日以前に着手したものであるものがございまして、新耐震以前の建物でしたら大規模半壊、全壊という条件はございません。そういう方はつけていいと。

で、2つ目のポツは、新耐震の建物を対象としてるんですが、新耐震でも全壊、大規模半壊と認定されたもの、イメージとしてはもう壊れかかっているという感じがあるかもしれませんが、全壊判定でも修理が可能というケースもございまして、そういう場合にこのシェルターを選択肢として選びいただけるというところですよ。

以上です。

○委員（野崎伸也君） その質問の意図としては、そういった住宅じゃなくても心配、自分も家建てたっていうのがあつたんですけども、今回の地震でやっぱり家族とかがやっぱり心配するわけなんです。で、避難したいとかがって話するばってん、でも、その家自体でね、寝とったり何だりすつときに守るためにこれをつけるっていうやつなんで、そんな大規模半壊とかそういった判定がなくてもつけたいて方はいるんじゃないですか。

人命を守るということからいけば、そういったところにも補助として、対象者というふうなことで広げていってもいいんじゃないんですかっていう話なんですけど。どやんでしょう。

○建築指導課長（宮端晋也君） 新耐震の建物

で言いますと、被災していなければ基本的に耐震性があるというところの考え方ですので、新耐震のものにつきましても、罹災をしてない場合はこの補助の対象にしようというふうなもので、今おっしゃいました住宅が心配という場合に、仮にそれが56年以前の建物であった場合にはその被災の状況ないものにつきましてもこの対象になるというようなことでございます。よろしくお願いします。

○委員（野崎伸也君） この対象は、補助のですね、要件っていうのは国から来てるわけでしょう。プラスして、八代市としては、そういうところまで手を広げてやったらどうですかっていう提案です。

以上です。

○建築指導課長（宮端晋也君） こちらの条件は、県の復興基金の交付の要綱にこのような条件が定められているところです。それを、その条件に上乘せして市でっていうことになりますと、市の一般財源でその辺を充当しないといけないかなということになりますが、今回はそこまでは至っておりません。

以上でございます。

○委員（野崎伸也君） さっきから言ってますけど御提案ということですので、今回地震ですよ、家にほら、心配でおられんけん避難所に行く、そしたら避難所もなかなかおられんけん外で車中泊が多かったというのを考えたら、やっぱり家にこういうのがあったらそこに行かんでいいわけじゃないですか。そやんとこまで考えたら、市としてもやっぱり何か考えていただければなというような思いでした。よろしくお願いします。

○建設部長（湯野 孝君） 今、委員の一応御提案につきましては、確かにこれは御心配としてはあるかもしれませんが、現在この考え方につきましては、まず56年、新しい耐震基準につきまして、この前の地震に応じてちょっと

被害が余り見られなかったというようなことでありますれば、耐震性が新耐震基準であれば耐震性が確保されとるというようなところで我々考えております。で、新耐震基準で築造したけれども全壊または大規模半壊まで至ってしまったというようなことであれば、もうちょっとその建物についてはちょっと新耐震基準で建てられたけども耐震性がちょっと損なわれてるというようなことで、何らかのまずは補助でシェルターあたりを一応築造していただくかという考え方で今回は盛り込んだと、補正をお願いしてるというような考え方が今もあります。

御提案のものがですね、今後ちょっとまた大きくなってくれば、ちょっとまた検討が必要かなと今のところは考えております。まずはこういった考え方でやるというふうに考えております。県の基準もちょっと参考にいたしまして考えました。

以上でございます。

○委員長（福岡安徳君） 野崎委員に申し上げます。提案は何かの機会にひとつよろしく願いいたします。（笑声）

よかですか。

○委員（中山諭扶哉君） 耐震改修工事ということで、昭和56年以前っていうことで、耐震診断の結果ということでございますけど、こちらのほうは耐震改修設計を行った上で改修工事が始まるという、そういうふうな位置づけでよろしいですか。

○建築指導課長（宮端晋也君） 耐震改修工事を行う前には耐震改修の設計が必要になってくると思います。

以上でございます。

○委員（中山諭扶哉君） そうしましたら、基本的には二重にこう申請するような形になるっていうような考えでよろしいですか。

○建築指導課長（宮端晋也君） まずは改修設計のほうをされますときに耐震改修設計の補助

を申請いただきまして、次にもう工事もやるといわれる場合に耐震改修工事の手続をまたいただく。そこを二重にこう申請いただくのか、何かはしよれる部分があるのかというのはちょっとこれから考えたいと思いますが、基本的には別々の事業でございますので申請はいただかないといけないかなとは思ってます。

以上です。

○委員（中山諭扶哉君） そうしましたら、改修設計行われるところっていうのは市にはどれだけあるのかは把握されてますか。

○建築指導課長（宮端晋也君） 済いません、数まではちょっと数えておりませんでした、この設計を行う設計士っていうのは、耐震改修に関する講習会とか県でされてますけども、そういうのを受講した方っていう縛りを設けています。市内にも、数は、済いません、覚えてませんが、10名ぐらいはいらっしゃったと思います。

以上です。

○委員（中山諭扶哉君） 市のほうからですね、恐らく個人の方っていうのは、どこに頼めばそれをまずやっていただけるのかってわからないような状況なので、市に五、六軒っていうことであればですね、恐らくもう手いっぱい、間に合わん状況が考えられますんで、よければですね、市はもちろん紹介していただくでしょう、市はもちろんです、ちょっとそこらへんの対応をですね、ちょっと考えていただきたいなというふうに思います。

○建築指導課長（宮端晋也君） おっしゃるとおり、御心配される方も多いと思います。市のほうから個別の事業主をこうピンポイントで御紹介するのはなかなか難しいんですが、設計事務所協会ですとか設計管理協会ですとか、そういう団体さんがございますので、そういうところと連携してどのように斡旋するかっていうのはこれから協議をしていきたいと思っています。

以上です。

○委員（古嶋津義君） 被災地宅地復旧支援事業でございますが、この事業については6件3000万ということで、これは本人の申請だったのでしょうか。それと、今後こういう事案が出てきましたときの対応について、2点お答えをお願いします。

○建設政策課長（涌田直美君） 申請はですね、本人さんと建築会社も一緒に来られた場合もありますですね、一応、今のところ4月で締め切ったときに6件ということで、随時相談窓口を設けておりますので、現在では13件相談があつとります。今回は6件分の補正予算ということで計上させていただいたりします。

以上です。

○委員（古嶋津義君） じゃあ、今後出てきた場合は、その対応については補正で対応するというでよろしいんですか。

○建設政策課長（涌田直美君） 増額につきましては、次回の議会のほうで補正のほうでお願いしたいなということで考えております。

以上です。

○委員（古嶋津義君） いただいた資料の2ページ、木質耐震シェルターですが、ここにボックスみたいなのがありますが、この材質は何ですか。横のほうは。

○建築指導課長（宮端晋也君） 2ページの上の段のものでしょうか。（委員古嶋津義君「そうですそうです、はい」と呼ぶ）これは木造でできております。（委員古嶋津義君「これ横も、壁みたいのも全部木なんですか」と呼ぶ）済いません、詳細まではこの情報しかないものですからわかりませんが、基本的にこれは軸組みを木とするっていうのがこの商品のものになってると思いますが、壁はベニヤだったりクラスタボードだったりするかもしれません。済いません、そこはちょっと判明してません。

○委員（古嶋津義君） これ、窓はなかったです

よね。

○建築指導課長（宮端晋也君） この上の段のは部屋の中に設置するタイプのございますので、出入り口だけがありまして、これには多分扉はないと思うんですが、それ以外の窓はちっちゃいのは左手に若干見えますが、そういう形でつくられていると思います。

以上です。

○委員（古嶋津義君） 話がちょっと飛躍しますが、ちょっと頑丈だったら北朝鮮の核に対応できるのかなという気がしましたもんですからお尋ねさせていただきました。（笑声）

以上です。

○委員（松永純一君） さっきの宅地復旧支援事業の関連ですけど、これは28年度にたしか1件宮地校区だったかな、金額忘れました、それと同じ事業ですかね。（「龍峰だろ」と呼ぶ者あり）

○建設政策課長（涌田直美君） 昨年補正上げてしまったのは地域がけ崩れ対策事業ということで、龍峰のほう、興善寺のほうとはまた別の事業ということで、その公共事業等に乗らない部分は、今回、宅地復旧の新事業ということになります。

以上です。

○委員（松永純一君） 今、先ほどの質問で4月いっぱい13件の申請ちょうか、そういうのがあったということですけど、これ、事業は自分で個人でするんだろうと思うんですが、見積もりは業者からもらってその金額から50万を引いて3分の2だったですかね、掛けてるのが多分6件で合計3000万と思うんですけど、その復旧のやり方、まさにこの3ページに書いてある図ですね。平たん地よりも中山間地がこれに近いのがあるんですよ。で、宅地っていうのは前の宅地の、普通、我々のところでは野面で積んであるわけですけど、復旧する場合には、ブロック積みでせないかんのか、あるいは

そのまま復旧を野面でいいのか、野面はだめばってん練積みならいいかと、そのあたりの判断っていうのはどんななんですかね。

○建設政策課長（涌田直美君） 高さがですね、2メートル以上ってなりますと構造的な計算が必要になってきまして、L型擁壁だったりブロック積みだったりとかしますけど、今回、復興基金の金額を入れますので、座石積みじゃなくて、ちゃんとした構造でつくっていただく形にはなります。

○委員（松永純一君） そしたら修正のときには、例えば2メートル以上あってブロックでするという場合には、ブロックの高さと延長を掛けて平米が出ると。それに概算の平米単価掛けて計算すると、それで市のほうに持ってくるというような計算でいくんですか。

○建設政策課長（涌田直美君） 実際金額が上がってきますのは、施工される施工業者から見積書が上がってきますので、その見積もりを見てですね、判断をして補助金の額を決定しております。

以上です。

○委員（松永純一君） この事業がよく周知されてるかどうかわかりませんが、こういう事例が何件かですね、中山間地ではあるんですよ。ですから、先ほどのあれで随時対応していきますということですから安心はしてるんですけども、平たん地、今回6件は旧市みたいですけど、中山間地にもですね、こういう事例が多分出てくると思いますので、ということを感じました。

以上です。

○委員長（福嶋安徳君） ほかにありませんか。

○委員（百田 隆君） 単純な質問ですけど、この木質シェルターですたいね。これは届け出る場合は、これは一般の建築業者でもいいんですか、それとも市の指名業者でなければいかん

ということ、そういう取り決めはしてありますか。

○**建築指導課長（宮端晋也君）** このシェルターはですね、鉄材のものですとか木製のものですとかいろいろありますが、いろんなメーカーさんがこういう商品、製品を開発されております。で、今回補助の対象としますのは、熊本県じゃなくてほかの自治体、県で先にこういう事業されてるんですが、そういうときに県の認定をされてるんですね。で、熊本県の今回の事業では他県でそういう認定を受けたものっていう制限がございますので、はい。そういうものを利用していただくということでお願いします。

○**委員（百田 隆君）** はい、わかりました。

○**委員長（福岡安徳君）** よかですか。（委員百田隆君「はい」と呼ぶ）ほかに。

○**委員（増田一喜君）** この資料の４ページとこにあるこの塀ですね、塀が壊れるこれの基礎工事っちゃうあれですけども、今度、うちの町内のほうでも結構ブロック塀がひび入ったりとかしとるんですよ。あれは建てなおすときにはこの費用を使えるっちゃうことで、壊してしまったらそのままっちゃうことかな。あるいは１段ぐらいぽんと積むと、そんなときには対象なるんですかね。

○**建設政策課長（涌田直美君）** 基本的には擁壁とかの土どめの、土どめというか、擁壁の復旧がメインで、壁とか塀とかは対象にならないということになります。

○**委員（増田一喜君）** ということは、ここに出てる写真ちゃうのは、これは塀ではなくって擁壁、埋め立てるっちゃうか、少し土地を上げて、そのための擁壁をっていうことですね。ブロック塀の意味じゃないんですね。何かこれ見たら、あ、塀を兼ねてるのかなと見えたもんだから。基本的にはブロック塀も処理せんばんだらうけど。

○**建設政策課長（涌田直美君）** 先ほど３ペー

ジのここの絵の右下のほうに擁壁の復旧ということで、今回、宅地の復旧ということですので、擁壁が崩れたとかブロック塀が崩れたっていう復旧のための補助金ということになりますので、塀とか壁とかいうのはもう対象にならないという形になります。

以上です。

○**委員長（福岡安徳君）** ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**委員長（福岡安徳君）** ないようです。以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**委員長（福岡安徳君）** ないようです。これより採決いたします。

議案４２号・平成２９年度八代市一般会計補正予算・第１号中、当委員会関係分について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○**委員長（福岡安徳君）** 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「どうもありがとうございました」と呼ぶ者あり）

小会します。

（午前１０時３４分 小会）

（午前１０時３５分 本会）

◎**議案第４４号・平成２９年度八代市下水道事業会計補正予算・第１号**

○**委員長（福岡安徳君）** 本会に戻します。

次に、議案第４４号・平成２９年度八代市下水道事業会計補正予算・第１号についてを議題とし、説明を求めます。

下水道建設課より説明願います。

○**下水道建設課長（福田新士君）** 下水道建設課長の福田でございます。隣が下水道総務課長の西田でございます。着座にて説明させていた

できます。

○委員長（福島安徳君）　どうぞ。

○下水道建設課長（福田新士君）　議案第44号・平成29年度八代市下水道事業会計補正予算・第1号につきまして御説明させていただきます。資料は別冊の補正予算書でございます。お手元でございますでしょうか。

補正予算書の説明に入ります前に、まず概要について説明させていただきます。

今回は、中央ポンプ場改築工事委託・第1期につきまして予算の補正をお願いするものであります。

中央ポンプ場におきましては、平成28年度当初予算において実施設計業務委託を計上し、同年6月に発注を行いました。追加で地質調査を行う必要が生じたことや国土交通省との協議などに不測の日数を要しましたことから、翌年度へ繰り越しを行ったところであります。

そのため、平成29年度当初予算編成時におきましては、実施設計業務委託が未完了で事業費が確定できなかったこと、また、昨年度発生しました熊本地震の影響により防災・安全交付金の内示見通しが立たなかったこともあり、補正見込みとして計上させていただいております。

その後、5月末日に実施設計業務委託が完了し、事業費の算定ができましたことと、平成29年4月3日付で社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金の内示がありましたことから、平成29年度事業費の補正と平成30年度の債務負担をお願いするものです。

それでは、補正予算の詳細について御説明いたします。お手元の予算書の1ページをお開きください。

まず、第2条で資本的収入及び支出の補正予定額を定めております。まず、収入では、第1款・資本的収入、第1項・企業債で2億3100万円を、第2項・補助金で同じく2億310

0万円をそれぞれ追加し、資本的収入の補正後の金額を2億7317万6000円としております。次に、支出では、第1款・資本的支出、第1項・建設改良費で4億6200万円を追加し、資本的支出の補正後の金額を3億74914万7000円としております。

次に、2ページをお願いします。

第3条・債務負担行為では、来年度以降の債務に関する事項、期間及び限度額を定めておまして、中央ポンプ場改築工事委託・第1期にかかる平成30年度の債務見込みであります5億2600万円を計上しております。

第4条・企業債では、資本的収入における企業債の2億3100万円増額に伴う起債の借入限度額変更について計上しております。

続きまして、3ページからが下水道事業会計補正予算に係る説明でございます。

5ページから6ページが平成29年度八代市下水道事業会計補正予算実施計画となります。

次に、7ページの予定キャッシュフロー計算書及び8ページから10ページの予定貸借対照表は予算額の変更に伴い修正を行っております。

続きまして、11ページからは資本的収入及び支出の明細でございます。

まず、資本的収入につきましては、款1・資本的収入、項1・企業債、目1・企業債で既決予定額1億3910万円に補正予定額2億3100万円を追加し1億55010万円とするものです。あわせて款1・資本的収入、項2・補助金、目1・国庫補助金で既決予定額4億2300万円に補正予定額2億3100万円を追加し6億5400万円とするものです。

次に、資本的支出であります。款1・資本的支出、項1・建設改良費、目1・ポンプ場施設整備費で既決予定額2000万円に補正予定額4億6200万円を追加し4億8200万円とするものです。これは、説明欄にありますよう

に中央ポンプ場改築工事委託・第1期としてお願いするものであります。

最後に、12ページは債務負担行為に関する調書及び企業債の現在高の見込みに関する調書でございます。

以上で補正予算書についての説明を終わります。

続きまして、事前に配布しておりますA4カラー刷りの中央ポンプ場改築工事委託・第1期、建設環境委員会資料について御説明いたします。

1ページめくっていただき、資料1をごらんください。

初めに中央ポンプ場の設備概要を御説明いたします。昭和53年度に500ミリメートル電動ポンプ2台と1500ミリメートルディーゼルエンジンポンプ2台を有する雨水ポンプ場として供用を開始し、昭和56年度に1800ミリメートルエンジンポンプの増設を行いまして、現有排水能力は毎秒19.7立方メートルでございます。

続きまして、今回予定をしております改築工事の主な内容としましては、①建築工事ではまず屋外工事として、経年劣化に伴いまして落下の危険性が大きい外壁れんがの撤去及び採光用のガラスブロックの撤去を行い、加えて建屋の耐震性を高めるために補強壁を設置する予定としております。屋内工事では、側壁及び屋上のアスベストを含んでいる吹きつけ材約2700平方メートルの撤去並びに建築付帯設備の更新を行う予定としております。

②機械設備工事では、屋内設備として、口径500ミリメートル電動ポンプ2台の更新また口径1500ミリメートルエンジンポンプ2台及び1800ミリメートルエンジンポンプ1台のエンジンの取りかえを予定しています。屋外設備としましては、ポンプ場に雨水とともに流入してくる年間約50トンのごみを除去する設

備、いわゆる沈砂設備の更新を予定しています。

③電気設備工事では、受変電設備、自家発電設備、計装設備などの更新を予定しており、また、現在、同一敷地内にあります中央中継ポンプ場の自家発電設備及び高圧設備を撤去し、中央ポンプ場の電気設備と統合を図る予定としております。これにより機器点数が減りますことから、機器更新費用やオーバーホールなどの維持管理費の削減など、今後15年間で約1億4000万円の効果を見込んでおります。

1ページめくってもらいまして、資料2をごらんください。

中央排水処理区を示す図で、市役所を初め市街主要機関が集中するエリアを受け持ち、その排水面積は361.4ヘクタールとなっております。

1ページめくっていただきまして、資料3をごらんください。

年度別改築工事施工箇所を図示したものです。赤の建屋部分は、平成29年度から平成32年度の4年間で完了させます。ピンクの沈砂設備は、建屋の改修が完了した後の平成33年度から平成34年度の2カ年で改築工事を行う予定としています。

1ページめくっていただきまして、資料4をごらんください。

建屋の状況を写真で示したものです。写真上部2枚は左から、明かり取りのガラスブロックの破損状況と外壁タイルの状況、また建屋外壁のクラック補修跡を撮影したものです。下2枚の写真は建屋の内部とアスベスト含有の吹きつけ材の状況を撮影したものです。

1ページめくっていただきまして、資料5をごらんください。

赤で色つけたものが今回補正予算でお願いする内容で、500ミリメートル電動ポンプ2基の更新、自家発電設備、運転操作監視設備、受

変電設備の状況を撮影したものです。青、黄色は次年度以降更新予定としているものでございます。

1 ページめくっていただきまして、資料 6 をごらんください。

沈砂池の状況を写真で示したものです。上から、沈砂設備の全景、その右がしき掻き揚げ、コンベア類、下の段にいきまして左から放流樋門、ごみを一時保管するホッパーでございます。

1 ページめくっていただきまして、資料 7 をごらんください。

改築工事スケジュール及び概算工事費を一覧表にまとめたものです。昨年度策定しました八代市下水道経営計画に基づきまして工事費の平準化を図りつつ、平成 29 年度から平成 34 年度の 6 カ年で施工し、工事は 4 期に分けて実施する予定としております。現在のところ総事業費の見込み 33 億円で、計画的に事業を進めてまいる予定でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（福岡安徳君） 説明が終わりました。以上の部分について質疑を行います。

何かありませんか。事業についてはありませんか。ないようでしたら締めますけども、いいですか。

○委員（中山諭扶哉君） じゃあ、1 つ。撤去するアスベストの概要と撤去の金額の予定を教えてください。

○下水道建設課長補佐兼水処理センター場長（南 浩一君） 下水道建設課南でございます。

アスベストにつきましては、予算が承認いただけましたら、発注後、速やかに工事に入りまして、かなり中央ポンプ場が広うございますので工区を 5 工区に分けまして順番に少しずつ手作業で撤去し、それが済みまして後にポンプ等

の機械の更新を行う予定としております。したがって、ポンプが動きやすい、今の特に出水期にアスベストの撤去がかぶらないように工程のほうは管理をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（福岡安徳君） 予算的には。（委員中山諭扶哉君「平米数」と呼ぶ）

○下水道建設課長補佐兼水処理センター場長（南 浩一君） 濟いけません、予算的にはですね、概算ではございますが、工事費のアスベスト撤去費用につきましては直工ベースでございますけども、現在のところ 1 億 5000 万ほどかかるのではないかと見込んでおります。

以上でございます。

○委員（中山諭扶哉君） 面積のほうも。撤去面積のほうも教えてください。

○下水道建設課長補佐兼水処理センター場長（南 浩一君） 面積につきましては、内部の建屋内部約 2700 平米、平方メートルぐらいになります。これにつきましては、ちょっと入り組んだ部分もございますので概算的には 2700 平方メートルになっております。

以上でございます。

○委員長（福岡安徳君） いいですか。

○委員（中山諭扶哉君） はい、わかりました。

○委員長（福岡安徳君） それでは、ほかにないようです。以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福岡安徳君） ないようです。

これより採決いたします。

議案第 44 号・平成 29 年度八代市下水道事業会計補正予算・第 1 号について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（福岡安徳君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありが

とうございました」と呼ぶ者あり)

◎議案第53号・八代市が管理する市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部改正について

○委員長（福島安徳君） 次に、条例議案の審査に入ります。

議案第53号・八代市が管理する市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部改正について、説明を求めます。

○土木課長（西 竜一君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）土木課長の西でございます。恐れ入りますが、着座にて説明をさせていただきたいと思います。

○委員長（福島安徳君） どうぞ。

○土木課長（西 竜一君） それでは、議案書の59ページをごらんいただきたいと思います。

議案第53号・八代市が管理する市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部改正について説明いたします。

今回の条例改正は一番下に書いてありますとおり、提案理由に記載のとおり国の省令であります道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部改正に伴うものでございます。

次ページを、60ページをお願いいたします。

改正内容が記載されておりますが、今回の改正はですね、条文中の標識に付されています番号の改正ということになります。詳細につきましてはですね、別資料により説明をさせていただきたいと思います。

事前にお配りしてます建設環境委員会資料、議案第53号というのが書いてあると思いますが、その1ページをまずごらんいただきたいと思います。

現在の条文の抜粋を載せております。この中

で一番上から2番目ですね、網かけをしておりますが、第2条・定義に「この条例において使用する用語は、法及び道路標識、区画線及び道路標示に関する命令で使用する用語の例による」とされております。そこで、この省令の改正に基づき条例の変更をするということになります。

次に、資料の2ページをお願いいたします。

今回の国土交通省の省令、記者発表の記事でございます。この記事に記載のとおり、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令が本年2月に公布され施行されております。

次に、次ページ、3ページをお願いいたします。

中ほどに主な改正箇所が記載されております。このうち登坂車線（117の2-A）、総重量限度緩和指定道路の118の3-A及び118の3-B、高さ限度緩和指定道路118の4-A及び118の4-Bが八代市の条例に規定されております。この内容に合わせて今回の条例の改正を行っております。

申しわけありません、資料のですね、1ページに戻っていただきますと、先ほどの条例の抜粋なんですけど、この別表の中にあります。表の中でいくと真ん中ほどになるんですけど、登坂車線117の2-A、総重量限度緩和指定道路118の3-A、総重量限度緩和指定道路118の3-B、それとその下ですね、高さ限度緩和指定道路118の4-A、その次の高さ限度緩和指定道路118の4-Bというのが規定されております。この数字がですね、1つずつずれてるということですね、この改正を行っております。

なぜずれたかといいますと、市の道路には関係ないんですが、高速道路内の看板としてですね、その前に1つずつ番号が追加されたものですから、それに従い、後半のほうにずれている

という改正になります。

なお、資料の最後のほうですね、4 ページのほうに今回の省令の改正してあります前と後というのも1点つけておりますので、御一緒に参照していただければと思います。

以上、条例改正についての説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（福嶋安徳君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

○委員（中山諭扶哉君） 現状、この条例の後に影響するところって今あるんでしょうか、八代市に。

○土木課長（西 竜一君） 失礼しました。この番号を変えたところについてということですね。

この条例に記載されています案内標識というものをですね、まだ設置をしている路線というのがですね、ほぼ八代市内にございません。ですので、今のところ影響はないということになっています。（委員中山諭扶哉君「ありがとうございます」と呼ぶ）

○委員長（福嶋安徳君） いいですか。ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） ないようです。以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） ないようです。

これより採決いたします。

議案第53号・八代市が管理する市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（福嶋安徳君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありが

とうございました」と呼ぶ者あり）

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

◎所管事務調査

- ・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査
- ・生活環境に関する諸問題の調査

○委員長（福嶋安徳君） 次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、都市計画・建設工事に関する諸問題の調査、生活環境に関する諸問題の調査、以上の2件です。

何かほかにありませんか。

○委員（野崎伸也君） せっかく、きょう、土木のほう来ておられるというのがあって、ちょっとお聞きしたいのがありました。

というのが、昨年度の事業繰り越しがですね、非常に多かったというのがあって、また今年度の工事関係、道路工事とかの関係も非常に多いと。そういう中で、29年度でですね、終わってしまうのかというようなですね、質疑も建設環境委員会の中であったと思いますが、今の進捗の状況、——市内のほうでもですね、結構、道路工事が進んできたというのが見てわかりますんで、どれぐらい進んできてるのか、ちょっと進捗を説明いただきたいと思います。

○委員長（福嶋安徳君） 土木のほうで。

○建設部長（湯野 孝君） ただいまの御質問につきましてですけれども、昨年度の繰り越し事

業に関しましては、熊本地震の影響でかなりそちらのほうの早期復旧というようなことが命題でございまして、そっちのほうを急いだと。で、熊本県北部、中央あたりがかなりやっぱ大きく影響受けとりまして、そちらのほうにかなり業者さんのほうも行かれて、業者不足、資材不足、高騰なりも生じましてかなりのちょっとおくれが生じて、繰り越しのほうも多くなってきたというようなことがございます。

今年度予定の事業につきましても、そちらのほうが今のところかなり進行もかなりさばき切れてきました、完了も見えてきましたので、順調に今のところ業者のほうも、不落とかな調とかそのあたり少なくなりまして、今順調に発注は流れてきております。

ただし、発注のほうに猶予期間というものを設けて今発注しておりますので、そちらのほうの影響でかなりおくれもあるのかなというようなところで今考えております。ただ、今、一応、我々といましては年度内の完了を目指して事業を進捗を図ってるというような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（福岡安徳君） いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員（野崎伸也君） わかりました。説明いただいております。繰り越し事業がですね、29年度非常に昨年度から受けて多かったというのと、今年度の事業もですね、通常どおりの予算規模というかですね、大体やられてる感じやったんで非常に心配をしとったんですけれども、あと業者さんの関係があったんで。

今は順調にというふうなことでおっしゃられましたんで、引き続き完了目指してですね、頑張っていいただければと思います。ありがとうございました。

○委員長（福岡安徳君） ほかにありません

か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福岡安徳君） ないようです。以上で、所管事務調査2件についての調査を終了します。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

所管事務調査2件については、なお調査を要すると思いますので、引き続き閉会中の継続審査の申し出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福岡安徳君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって、建設環境委員会を散会いたします。

（午前11時03分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成29年6月21日

建設環境委員会

委員長